

議会議案第1号

加賀市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月25日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	若 林 高	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	一 色 眞 一	〃	山 口 忠 志
〃	東 野 眞 樹	〃	林 茂 信
〃	中 川 敬 雄	〃	林 俊 昭
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

加賀市議会委員会条例の一部を改正する条例

加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(山中温泉支所の所管に属する事項を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第15条の2の見出し中「開催方法」を「開会方法」に改め、同条第1項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、同条第2項中「委員長の許可を得なければならない」を「委員長に届け出なければならない」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定による届出をして委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議会議案第2号

加賀市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月25日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	若 林 高	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	一 色 眞 一	〃	山 口 忠 志
〃	東 野 眞 樹	〃	林 茂 信
〃	中 川 敬 雄	〃	林 俊 昭
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

加賀市議会会議規則の一部を改正する規則

加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に、「第168条」を「第167条の2―第168条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第44条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第67条中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第70条第1項中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第71条第1項中「表決をとる」を「表決を採る」に改める。

第74条中「第31条」を「第30条まで、第31条第1項から第3項」に改める。

第76条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「表決をとる」を「表決を採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「表決をとる」を「表

決を採る」に改める。

第1章第9節の節名中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第85条中「記載し、又は記録する事項」を「記載する事項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

第86条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第114条及び第116条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第117条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席することができる」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員に朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第127条中「第1章第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第128条中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第131条第1項中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改め、同条第2項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第132条第1項中「表決をとる」を「表決を採る」に改める。

第135条中「第28条から第31条まで及び第32条第1項」を「第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項」に改める。

第137条中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第138条第1項中「表決をとる」を「表決を採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「表決をとる」を「表決を採る」に改める。

第139条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合するもの」を「議長が必要であると認めるもの」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「外とう、えり巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長又

は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第166条の2中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延」に改め、「招集権者が」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する

この規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第66条、第86条、第125条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

- 第167条の3 この規則の規定(第28条第1項(第74条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書

等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(加賀市議会傍聴規則の一部改正)

- 2 加賀市議会傍聴規則(平成17年加賀市議会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第7条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改める。

議会議案第3号

令和6年能登半島地震の災害復興支援を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月25日

加賀市議会議長 今津和喜夫様

提出者

加賀市議会議員	上田朋和	加賀市議会議員	辰川志郎
〃	上野清隆	〃	稲垣清也
〃	若林高	〃	中谷喜英
〃	荒谷啓一	〃	林直史
〃	一色眞一	〃	山口忠志
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉

令和6年能登半島地震の災害復興支援を求める意見書

本年1月1日に最大震度7度を観測した、令和6年能登半島地震は県下全域に大きな被害をもたらした。特に、能登地方の被害は甚大であり、200名以上の尊い命が失われ、住宅被害は6万棟を超え、いまだ多数の安否不明者がいる上、避難者は1万名以上となっている。

災害直後から、救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送など、国をあげた支援により状況は改善しつつあるが、いまだライフラインが十分に回復していない。

本県では、「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、インフラの早期復旧、被災者の生活再建、医療・福祉の提供、農林水産業、伝統産業、観光産業などのなりわいの再建など、被災地の創造的復興に向け、最大級の努力をしているところである。

国においても、本災害の激甚災害への指定などにより、早期復旧を後押ししていただいているものの、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度のもとでは、予算編成ができず、災害復興が行えない。また、市町は県よりも更に脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国においては、こうした実情等を踏まえ、能登地方をはじめとした被災地が一日も早く創造的な復興を成し遂げるため、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置、人的支援の強化、仕事・雇用の確保など、「できることはすべてやる」という考え方のもと、これまでの枠にとらわれない措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議会議案第4号

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月25日

加賀市議会議長 今 津 和喜夫 様

提 出 者

加賀市議会議員	上 田 朋 和	加賀市議会議員	辰 川 志 郎
〃	上 野 清 隆	〃	稲 垣 清 也
〃	若 林 高	〃	中 谷 喜 英
〃	荒 谷 啓 一	〃	林 直 史
〃	一 色 眞 一	〃	山 口 忠 志
〃	東 野 眞 樹	〃	林 茂 信
〃	中 川 敬 雄	〃	林 俊 昭
〃	南 出 貞 子	〃	川 下 勉

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発している中、本年1月1日に最大震度7を観測した、令和6年能登半島地震は県下全域に大きな被害をもたらした。

特に、能登地方の被害甚大であり、200名以上の尊い命が失われ、住宅被害は6万棟を超え、いまだ多数の安否不明者がいる上、避難者は1万名以上となっている。

大規模災害の発生時において、高齢者や障がい者といった要配慮者をはじめとする被災者に対する福祉関係者の支援は、被災者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものとなっている。

しかしながら、医療や助産支援と異なり、災害時の福祉支援については、災害救助法上の位置付けが明確になっていないこともあり、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていないのが現状である。

よって、国においては、災害時における福祉支援の充実のため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介抱を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について、災害救助費からの支弁を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。